

国民健康保険の高額療養費の 上限額などが改正されます

市民課保険年金係 ☎ 1148

70 歳以上のかたの高額療養費の上限額の改正

ひと月に支払った医療費が高額になり、個人もしくは世帯の所得に応じて決められた上限額を超えた場合、上限額を超えて支払った医療費の払い戻しを行っています。

平成29年8月から70歳以上のかたについて上限額が下表のとおり改正されます。

適用区分		改正前（平成29年7月まで）		改正後（平成29年8月から）	
		自己負担限度額（月額）		自己負担限度額（月額）	
		外来 （個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）	外来 （個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
現役並み	課税所得 145万円以上のかた	44,400円	80,100円 ＋（医療費－267,000円）×1% 〈多数回 44,400円※2〉	57,600円	80,100円 ＋（医療費－267,000円）×1% 〈多数回 44,400円※2〉
一般	課税所得（※1） 145万円未満のかた	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 〈多数回 44,400円※2〉
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）		15,000円		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、『旧ただし書所得』の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から『多数回』該当となり上限額が下がります。

65 歳以上のかたの療養病床入院時の居住費（光熱水費相当額）の改正

医療療養病床に入院する65歳以上のかたは、居住費として一定の光熱水費相当額を負担していただいています。が、平成29年10月および平成30年4月より下表のとおり負担額が改正されます。

65 歳以上 医療療養病床	改正前 （平成29年9月まで）	改正後 （平成29年10月～平成30年3月）	改正後 （平成30年4月から）
	負担額	負担額	負担額
医療区分Ⅰ （Ⅱ、Ⅲ以外のかた）	320円／日	370円／日	370円／日
医療区分Ⅱ、Ⅲ （医療の必要性の 高いかた）	0円／日	200円／日	
難病患者		0円／日	0円／日